

OSAKA国際会議助成運営業務委託に係る企画提案公募要領

OSAKA国際会議助成実行委員会（構成団体：大阪府、大阪市、大阪商工会議所）では、「大阪MICE誘致戦略」に基づき、アジア・大洋州地域でトップクラスのMICE都市の実現に向け、国際会議の大坂開催を促進するため、「OSAKA国際会議助成金」を創設し、大阪府内の施設を会場として開催する国際会議のうち、申請時において開催地が未決定のものに対して、新たに、開催に係る経費の一部を助成することとしました。

この度、本事業について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効率的・効果的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

なお、本事業は、大阪府議会及び大阪市会における、令和8年度予算の成立を前提に事業化する停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したことなどまり効力は生じません。

1 業務名称

OSAKA国際会議助成運営業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）業務内容

「OSAKA国際会議助成運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）4（2）①②③④に記載されている内容。詳細については、仕様書を参照すること。

（2）契約上限額

金23,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（3）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（4）履行場所

大阪府内各所

（5）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、実行委員会は契約金額以外の費用を負担しない。

3 スケジュール

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ○ 公募開始 | 令和8年2月18日（水） |
| ○ 質問の提出締切 | 2月25日（水）午後5時まで |
| ○ 質問に対する回答 | 3月4日（水）までに回答 |
| ○ 提案書等の提出期間 | 3月19日（木）午後5時まで ※持込みのみ |

○ 事業者選定会議	3月 下旬
○ 審査結果通知等	3月 下旬
○ 契約締結・業務開始	4月 上旬
○ 業務終了	令和9年3月31日（水）

4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることとする。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員について該当する必要がある。

- ① 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- ⑤ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑥ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑦ 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- ⑧ 府を当事者的一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

5 応募手続に関する事項

（1）質問の受付・回答

① 受付期間

令和8年2月25日（水）午後5時まで《必着》

※受付期間外の質問は、理由のいかんを問わず受け付けない（説明会は実施しない）。

② 提出方法

ア 質問票（別紙様式1）を下記「9 問合せ先・提案書等提出先」に記載の担当まで電子メール（joseikin@mice.osaka.cci.or.jp）で提出すること。電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けない。

イ 共同企業体で応募する場合は、代表構成員がとりまとめて送信すること。

ウ 電子メールの「件名」に【質問】OSAKA国際会議助成運営業務プロポーザルについて（法人名等）と明記して送付すること。

エ 質問票の送信後は、必ず到着の有無を電話（TEL:06-6210-9313）で確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

③ 回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和8年3月4日（水）までに、

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/osaka_mice_jigyosyabosyu.html）に掲載する。

（2）提案にかかる応募書類及び提出方法

① 応募書類及び提出部数

・「正本」（応募書類と添付書類） 1部

・「副本」（応募書類のみ） 15部 ※ただし、才及びカの副本は不要。

【応募書類】

ア 企画提案応募申込書（別紙様式2）

イ 企画提案書表紙（別紙様式3-1：正本用、別紙様式3-2：副本用）

企画提案書（別紙様式4）

※A4判（両面）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。
図等の使用も可とする。)

(提案にあたっての留意事項)

- ・本件委託業務の契約期間は単年度であるが、本事業の趣旨を十分に理解し、令和 14 年度までの実施を予定している事業であることに留意して、仕様書「4 委託業務（2）委託業務の内容」に記載の業務について、効率的かつ効果的な計画及び具体的な手法を提案すること。特に、「④OSAKA 国際会議助成金の広報業務及び誘致促進活動業務」については、目標とする主催者等へのアプローチ件数も提案すること。
- ・実施する業務は、提案内容をもとに、実行委員会と協議のうえで決定する。その際、予算の範囲内で業務の追加・変更を求めることがある。

ウ 応募金額提案書（別紙様式 5）

※ただし、仕様書「4 委託業務（2）委託業務の内容④OSAKA 国際会議助成金の広報業務及び誘致促進活動業務」に係る経費が 2,300,000 円以上（消費税及び地方消費税を含む）となるように提案すること。

エ 業務実績申告書（別紙様式 6）

オ 共同企業体で応募の場合 ※ I～IVについて正本のみ各 1 部提出

I 共同企業体届出書（別紙様式 7）

II 共同企業体協定書（別紙様式 8）

III 委任状（別紙様式 9）※構成員が支店等の場合のみ

IV 使用印鑑届（別紙様式 10-1）※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届（別紙様式 10-2）※代表構成員が受任者の場合

カ 誓約書（参加資格関係）（別紙様式 11 正本のみ 1 部提出）

誓約書（暴力団関係）（別紙様式 12 正本のみ 1 部提出）

※別紙様式 12 は、共同企業体の場合、すべての構成員の提出が必要

【添付書類】

※共同企業体で企画提案する場合は、添付書類ア～エは、共同企業体すべての構成員について提出すること。

ア 定款又は寄付行為の写し（原本証明を行うこと。）

イ I 法人登記簿謄本

・法人の場合に提出すること。

・発行日から 3 カ月以内のもの

II 本籍地の市区町村が発行する身分証明書

・個人の場合に提出すること。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

III 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

・個人の場合に提出すること。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

I 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。

II 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

- エ 財務諸表の写し（最近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分）

- I 貸借対照表

- II 損益計算書

- III 株主資本等変動計算書

有価証券報告書提出会社については、上記I～IIIに加えて、キャッシュフロー計算書及び注記も提出すること。

② 応募書類の返却

応募書類は理由のいかんを問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

③ 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがある。

④ その他

- ・応募は1者1提案とする（共同企業体として参加する場合を含む）。
- ・応募書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可。
- ・「正本」と「副本」は、それぞれを1部ずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）でも提出すること。
- ・「正本」については、表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入すること。
- ・「副本」については、個人名及び企業名、社章など提案事業者が特定できる内容を記入しないこと。（表紙及び背表紙含む）
- ・応募に要する経費はすべて提案事業者の負担とする。
- ・提出時には一切の質問に応じない。
- ・提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められない。
(実行委員会が補正等を求める場合を除く。)
- ・応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

⑤ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで持ち込みにより提出すること。（電子メール、郵送等による提出は認めない。）

※持参する際は、事前にお電話にてご連絡ください（TEL:06-6210-9313）

⑥ 提出期間

令和8年2月18日（水）午後2時から令和8年3月19日（木）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

（3）失格事項

提案事業者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とする。提案事業者が最優秀提案事業者に決定した後、契約締結までの間に次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用する。

① 資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合

② 応募書類に虚偽の記載をした場合

- ③ 2つ以上の提案を提出した場合（提案事業者である共同企業体の構成員が他の提案事業者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の提案事業者となっている場合も含む。）
- ④ 委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- ⑤ 企画提案の審査（事業者選定委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合
- ⑥ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- ⑦ 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑧ 「OSAKA国際会議助成実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に違反した場合
- ⑨ 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合

6 選定に関する事項

企画提案の審査については、事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催し、以下の審査項目についての意見を聴取のうえ、実行委員会において最優秀提案事業者及び次点者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、選定会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(1) プrezentation審査

① 実施日時・場所

令和8年3月下旬（予定）

詳細は、上記5（2）⑥の期限までに応募書類を受け付けた者全員に対し、様式2に記載の担当者メールアドレスあてに別途通知する。

② 内容・方法等

ア 上記5（2）①イの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

イ 1事業者あたり説明25分以内（質疑応答を含めて50分程度）

ウ 参加者は1事業者あたり4名以内とし、原則、業務責任者を含めること。なお、共同企業体の場合も同様とする。

エ 提案事業者名（グループ名及び構成員名）を明らかにしてはならない。

オ パソコン・プロジェクター等の機材を使用した説明をすることは認めない。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

(2) 選定基準・方法

項目	内容	配点
過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施・運営に活かせる実績を有しているか ・助成金等の交付に関する業務の実施・運営の実績を有しているか ・国際会議などMICEの誘致・開催に関する業務の実施・運営の実績を有しているか 	10点

企画提案	事業理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の趣旨を理解した提案となっているか ・国際会議など MICE の誘致・開催に関して適切な現状分析を行い、本業務の企画提案に反映しているか 	20 点
	事業全体の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議など MICE の誘致・開催に関する知識・経験を有する専門人材を確保しているか ・本業務を確実かつ円滑に実施できる計画・実施体制となっているか 	25 点
	問合せ対応・申請等受付	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務を適切に行うことができる内容となっているか ・実行委員会と連携した内容となっているか ・外国語対応は可能か 	15 点
	OSAKA 国際会議助成金の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の手法が既存の問合せフォームと各種広報媒体を活用した効果的・効率的なものとなっているか 	10 点
	誘致促進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・アプローチ件数は現実的かつ意欲的なものとなっているか ・アプローチ手法は OSAKA 国際会議助成金の活用を促し、目標の達成に向けた現実的なものかつ国際会議の誘致につながるものとなっているか 	15 点
	価格	<ul style="list-style-type: none"> ・価格の算定式 満点（5 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※OSAKA 国際会議助成金の広報及び誘致促進活動に係る経費が 2,300,000 円未満（消費税及び地方消費税の額を含む）の場合は 0 点とする。 	5 点
合計			100 点

- ① 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案事業者を最優秀提案事業者とし、次に合計点が高い者を次点者として選定する。
- ② 全委員の合計点が最も高い提案事業者が 2 者以上（同点）の場合
 - ア 「企画提案」の点数が高い者を契約交渉の相手方とする。
 - イ 上記アの点数が同じ場合は、「過去の業務実績」の点数が高い者を契約交渉の相手方とする。
 - ウ 上記イの点数が同じ場合は、選定会議の委員から意見を聞き、順位を決定する。
- ③ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果 100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。
- ④ 最優秀提案事業者は、特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(3) 選定対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定会議の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行う事。
- ③ 契約交渉の相手方の選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑤ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑥ プrezentation審査を欠席すること。

(4) 選定結果の通知及び公表

契約交渉の相手方が決定した後、全ての参加者に対し、採否を問わず、様式2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、以下の項目を大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/osaka_mice_jigyosyabosyu.html) において公表する。

ただし、提案事業者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点（価格点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称（申込順）
- ③ 全提案事業者の評価点（得点順 内容は①に同じ）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）
- ⑤ 選定会議の委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

7 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ① 提案事業者のうち、選定会議による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「最優秀提案事業者」という。）を契約交渉の相手方として、契約条件を協議の上、契約を締結する。なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。また、実行委員会が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
- ② 採択された提案については、採択後に実行委員会と詳細を協議すること。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- ③ 契約に際して、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第8条第1項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式12）を提出すること。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しない。
- ④ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。
- ⑤ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- ⑥ 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証した小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。
 - イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

(2) 再委託について

- ① 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等の重要事項について再委託することはできない。
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、実行委員会の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により実行委員会の承諾を得なければならない。
- ④ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者、又は暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

8 その他

応募提案にあたっては、「OSAKA国際会議助成実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」を熟読し遵守すること。

9 問合せ先・提案書等提出先

担当 当 : OSAKA国際会議助成実行委員会事務局 担当 井上、河瀬
(大阪府府民文化部魅力創造局企画・観光課内)
住所 所 : 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階
電話 話 : 06-6210-9313 (直通)
電子メール : joseikin@mice.osaka.cci.or.jp

【別記】

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、実行委員会及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、実行委員会及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により実行委員会に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により実行委員会に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、実行委員会の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 実行委員会は、前項の承諾をするにあたっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、実行委員会に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に關係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するためには必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、実行委員会の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は実行委員会の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、実行委員会の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために実行委員会から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、実行委員会から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに実行委員会に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、実行委員会が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなつたときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 実行委員会は、受注者が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ隨時に調査することができる。

2 受注者は、実行委員会の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 実行委員会は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより実行委員会が損害を被った場合には、実行委員会にその損害を賠償しなければならない。

第6 第2項関係 実行委員会が再委託を承諾する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、実行委員会に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、実行委員会の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、実行委員会自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

第8 (1) 関係 個人情報管理台帳（例）

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

III 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

受注者が、当該業務を履行するにあたり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、実行委員会に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係ないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

（用語の定義）

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。